

新たな国選弁護人選任手続及び即決裁判手続等の運用の概要と規則改正事項

第1 通常の被疑者国選弁護制度関係

1 制度教示等

司法警察員及び検察官は、被疑者国選弁護対象事件で逮捕された被疑者に対しては、その選任請求等の手続を教示する（法203条3項、204条2項、205条5項）。また、刑事施設職員（警察の留置場においては留置業務に従事する警察官をいう。以下同じ。）は、希望する被疑者に対して国選弁護人選任請求書及び資力申告書の用紙を交付する運用とする。

2 私選弁護人選任の申出

- (1) 刑事施設に収容されている被疑者は、刑事施設の長（警察においては留置業務を管理する者をいう。以下同じ。）又はその代理者（以下「刑事施設の長等」という。）を通じて法31条の2の私選弁護人選任申出を行う（法209条、216条、78条2項）。刑事施設の長等は、電話又はファクシミリを利用して弁護士会に取り次ぐ。勾留質問時に私選弁護人選任申出があった場合には、裁判所が弁護士会に取り次ぐ（法207条1項、78条2項）。
- (2) 弁護士会は、速やかに受任可能な弁護士を被疑者と接見させて紹介する（法31条の2第2項）。受任可能な弁護士を紹介できないか、紹介した弁護士が被疑者の選任申込みを拒んだ場合には、被疑者にその旨の通知を行う（法31条の2第3項。以下「不在・不受任通知」という。）。刑事施設に収容されている被疑者に対する通知は、刑事施設の長に行い、刑事施設の長が通知を受けた場合、直ちに被疑者にその旨を告げることとする【**刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案（以下同じ。）一の1**】。
- (3) 弁護士会は、被疑者国選弁護対象事件の被疑者に(2)の通知をするときは、裁判所にも通知をする（法37条の3第3項、31条の2第3項）。

3 国選弁護人選任請求（法37条の2第1項、第2項）

- (1) 国選弁護人選任請求（以下「選任請求」ともいう。）は、請求の理由を明示して行う【**要綱案一の2**】。
- (2) 運用上、勾留請求時の選任請求については勾留担当裁判官が、勾留状発付後

の選任請求については、迅速な対応のため、地方裁判所本庁及び休日の勾留事務取扱支部（併置簡裁も含む。）で集約処理する。これを可能とするため、選任請求先の裁判官は、勾留請求を受けた裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官とする【要綱案一の3】。

- (3) 刑事施設に収容されている被疑者からの選任請求は、裁判所書記官の面前で請求する場合を除き、刑事施設の長等を経由して選任請求書及び資力申告書を裁判官に差し出すこととする。刑事施設の長等は、これらの書面を直ちに裁判官に送付しなければならないが、ファクシミリ送信によることができることとし、その場合、ファクシミリの送付があったときにこれらの書面の提出があったものと見なすこととする。ファクシミリが利用された場合、裁判官は、必要があると認めるときは、刑事施設の長に送信に使用した書面を提出させることができることとする【要綱案一の4】。

なお、資力が基準額以上の被疑者には、請求書用紙の記載を通じて、不在・不受任通知書を疎明資料として添付するよう促す。

4 国選弁護人選任の要件審査

- (1) 勾留後の請求の場合、勾留に関する要件の審査と被疑事実の確認については、刑事施設の長等から請求書等と共に勾留状の写しの送付を受けて行う。
- (2) 私選弁護人選任申出前置（法37条の3第2項）の要否については、原則として、資力申告書の記載で判断する（法38条の4）。

私選弁護人選任申出の有無については、①被疑者が提出した不在・不受任通知書、②裁判所への不在・不受任通知書、③弁護士会に対する個別照会により確認する。

- (3) 私選弁護人が選任されていないことについては、勾留請求書（規則147条1項5号）及び被疑者本人からの申述等により確認するほか、刑事施設職員が私選弁護人選任の事実を知っている場合は、裁判所に通知する扱いとする。

被疑者が釈放されていないこと（法37条の2第1項ただし書、法38条の2）について、疑義があるときは、検察官、司法警察職員又は刑事施設職員に対する照会で確認する。

- (4) 「貧困その他の事由」（法37条の2第1項）の判断は、原則として、資力申告書の内容及び私選弁護人選任申出の結果（被疑者や裁判所への不在・不受

任通知、弁護士会への個別照会）から判断する。

5 国選弁護人の選任

- (1) 裁判官は、審査の結果、国選弁護人を選任することを決めた段階で、支援センターに対し国選弁護人候補者指名通知の依頼を行う（支援法38条1項）。その際、勾留状の写しをファクシミリにより送付し、回答期限を設けて指名通知の依頼をする。
- (2) 支援センターは、「遅滞なく」（支援法38条2項）、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名通知する。
- (3) 裁判所等が国選弁護人として選任することができる弁護士の範囲に関する規則29条1項は、本文において原則として選任できる弁護士を「裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士」と改めるとともに、ただし書の要件を「その管轄区域内に選任すべき事件について弁護人としての活動をするのできる弁護士がないときその他やむを得ない事情があるとき」と改め、ただし書において選任できる弁護士を「これに隣接する他の地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士その他適当な弁護士」とする【要綱案一の7】。

なお、上訴審においては、少年審判規則及び医療観察規則と同様、裁判長は、審理のため特に必要があると認めるときは、原審の国選弁護人であった弁護士を弁護人に選任することができることとする【要綱案一の7】。

また、複数被告人間だけでなく、被疑者間、被疑者と被告人との間においても、同一の弁護人に数人の弁護をさせることができることとする（規29条2項関係）【要綱案一の7】。

6 職権による国選弁護人の選任及び解任

- (1) 職権による国選弁護人選任（法37条の4）は、勾留請求を受けた裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官が行う【要綱案一の5】。
- (2) 国選弁護人の複数選任（法37条の5）のうち追加選任は、最初の弁護人を付した裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官が

行う【要綱案一の6】。

- (3) 公訴提起前の国選弁護人の解任（法38条の3第4項）は、当該弁護人を付した裁判官，その裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官が行う【要綱案一の8】。

7 国選弁護人選任及び解任の通知

国選弁護人を選任又は解任したときは，検察官，被告人・被疑者及び支援センターにその旨通知する【要綱案一の9】。弁護人に対しては，現行実務と同様，選任命令書の原本又は謄本を交付する。

8 公訴提起時の国選弁護人選任の通知

検察官は，公訴提起前に付された国選弁護人がいる場合は，公訴提起と同時にその旨裁判所に通知する【要綱案一の10】。

第2 少年事件の特別手続

1 逆送決定後のみなし勾留中の被疑者に関する特則

以下の点を除き，第1と同様である。

- (1) 家庭裁判所は，逆送決定に際し，弁護人選任権等の告知（少審規24条の2）に加えて被疑者の国選弁護人選任請求権に関する制度告知も行う（少審規24条の2が改正される予定）。
- (2) 私選弁護人選任申出をすべき弁護士会は，逆送決定をした家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし，被疑者が他の地方裁判所の管轄区域内の刑事施設に移送された場合には，移送先を管轄する地方裁判所の管轄区域内の弁護士会とする【要綱案二の2】。

また，弁護士会が不在・不受任通知等をすべき裁判所も，原則は，逆送決定をした家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所とし，他の地方裁判所の管轄区域内に身柄が移送された場合は，その地方裁判所とする【要綱案二の2】。

- (3) 国選弁護人選任請求先裁判官及び職権選任担当裁判官は，逆送決定をした家庭裁判所の裁判官，その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官とする。他の地方裁判所の管轄区域内に身柄が移送された場合

には、その地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官とする（なお、他の地方裁判所の管轄区域内に身柄が移送された場合に複数選任及び解任の職権を行使する裁判官も同様とする。）【要綱案二の1】。

2 被疑者が少年鑑別所に收容されている場合の刑事施設に関する規定の準用

少年鑑別所に收容されている被告人に加え、被疑者についても、刑事施設に関する規則を準用する（規則282条に「被疑者」を追加）【要綱案二の3】。

第3 被告人の国選弁護人選任制度関係

* 以下の点及び必要的弁護事件の被告人については私選弁護人選任の申出の前置が不要となる点を除き、第1と同様である。

1 国選弁護人選任請求（法36条）等

裁判所は、公訴提起後、従来どおり、被告人に対し、弁護人選任に関する通知・照会を行う（規則177条、178条）。その際、任意的弁護事件の被告人に対しては、資力申告書用紙も同封し、被告人が回答書及び資力申告書を返送することで選任請求できるようにする。

2 国選弁護人選任の要件審査

被疑者段階の弁護人選任については、検察官からの弁護人選任届の提出（規則165条2項）又は国選弁護人選任に関する通知【要綱案一の10】により確認する。

3 国選弁護人の解任（法38条の3）

法で解任の規定が整備されたことから、国選弁護人差支えの場合に裁判長が国選弁護人を解任できる旨の規定（規則179条の6第2項）を削除する【要綱案一の11】。

第4 不起訴被疑者等の訴訟費用負担の手続

1 検察官による請求

- (1) 不起訴処分を行った検察官は、被疑者（法181条4項）又は告訴人等（法183条2項）に訴訟費用を負担させるべきと考えるときは、その所属する検

察庁の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対し、被疑者の責めに帰すべき事由又は告訴人等に故意重過失があること及び負担すべき訴訟費用などの必要な事項を記載した書面で請求をする。この請求書には訴訟費用の負担を求められた者の数に応じた謄本を添付する【要綱案三の1, 2, 4(一)】。

- (2) 検察官は、請求の際、①訴訟費用を負担すべき理由が存在することを認めるべき資料及び②負担すべき訴訟費用の額の算定に必要な資料を提供する。【要綱案三の3】。

なお、被疑者段階の訴訟費用は国選弁護人に係る費用に限られており（刑事訴訟費用等に関する法律2条、支援法39条2項参照）、検察官は、国選弁護人に係る訴訟費用の算定又は概算に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる（支援法39条4項）。

2 訴訟費用負担の裁判

- (1) 裁判所は、検察官から受領した請求書謄本を、遅滞なく、訴訟費用の負担を求められた者に送達し、その者の意見を聴く【要綱案三の4(二), 5】。
- (2) 裁判所は、被疑者等の責めに帰すべき事由等及びこれと因果関係のある訴訟費用が認められる場合、その訴訟費用を負担させるか否か、負担させるとして全部又は一部負担とするかを判断し、負担させる場合には、その旨決定する（法187条の2）。
- (3) 請求が法令上の方式に違反したとき、又は訴訟費用を負担させないときは、決定でこれを却下する【要綱案三の6】。

第5 即決裁判手続

1 即決裁判手続の申立て

- (1) 検察官は、弁解録取（勾留請求）の機会を利用するなど、即決裁判手続の申立てをするかどうかの方向性をできるだけ早期に見極める。
- (2) 検察官は、即決裁判手続の申立てをすることが相当と判断したときは、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、法350条の3の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、即決裁判手続によることについて被疑者が同意するかどうかを書面で確認する（法350条の2）。

- (3) 被疑者が同意するときは、書面でその旨が明らかにされる。被疑者に弁護人がある場合、検察官は、弁護人の意見も聴取する。弁護人が同意をし又は意見の留保をするときは、書面でその旨が明らかにされる（法350条の2）。
- (4) 検察官は、被疑者が即決裁判手続によることについて同意をし、かつ、弁護人がある場合においては弁護人もその同意をし又はその意見を留保している場合に限り、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てを行うことができる。即決裁判手続の申立書には、(2)の手続をしたことを明らかにする書面及び(3)の書面が添付される（法350条の2）【要綱案四の2】。

2 同意確認のための国選弁護人の選任（法350条の3）

* 以下の点を除き、第1と同様である。

- (1) 検察官は、被疑者に即決裁判手続によることの同意の確認を求める場合には、法定の制度教示に加え（法350条の2第3項）、運用上、同意確認に関する書面を交付する。
- (2) 私選弁護人選任の申出をすべき弁護士会は、即決裁判手続の同意確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、弁護士会が不在通知をすべき裁判所は、その地方裁判所とする【要綱案四の4】。
- (3) 選任請求先の裁判官は、即決裁判手続によることの同意確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官とする【要綱案四の3】。
- (4) 被疑者には、選任請求書用紙の記載を通じて、同意確認に関する書面を疎明資料として添附するよう促す。
- (5) 国選弁護人選任の要件審査に関し、即決裁判手続の同意確認中であることは、同意確認に関する書面又は検察官に対する個別照会で確認する。

3 公判準備及び公判手続の特例等

- (1) 裁判所は、即決裁判手続の申立があつた事件について、法350条の8各号に該当すると認めるときは、決定でその申立てを却下する。その決定は、適宜の方法で当事者に通知される【要綱案四の5】。検察官は、即決裁判手続の申立て後に、事情の変更が生じ、即決裁判手続によって審理することが相当でな

いと認めるときは、速やかに、裁判所にその旨を知らせる。

- (2) 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあった事件について、被告人に弁護人がないときは、遅滞なく被告人に対し、一定の期間（3～4日程度か）を定めた上で弁護人選任に関する通知・照会を行う。裁判所は、回答期間内に回答がなく又は弁護人の選任がないときは、できる限り速やかに、支援センターに指名通知依頼をした上で、国選弁護人を選任する。この場合、支援センターは、14日以内の第1回公判期日を受けることができる弁護士を指名通知することとする（法350条の4，350条の9，総合法律支援法38条）【要綱案四の6，7】。
- (3) 検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件については、できる限り速やかに（原則として、起訴と同時に）証拠開示を行う。（法350条の5）
- (4) 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあった事件について、弁護人が即決裁判手続によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手続の申立てがあった後に弁護人が選任されたときは、できる限り速やかに、弁護人の意見を確認する。弁護人が、即決裁判手続によることについて同意をするときは、書面でその旨が明らかにされる（法350条の6）。
- (5) 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあった事件については、できる限り、公訴が提起された日から14日以内の日を第1回公判期日と定めなければならない（(1)の場合を除く。）（法350条の7）【要綱案四の8】。
- (6) 裁判所は、(5)の期日において、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、法350条の8各号に該当する場合を除き、即決裁判手続によって審判をする旨の決定をする（被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかったとき、又は、法350条の8各号に該当すると認めるときは、即決裁判手続の申立てを却下する旨の決定をする。）（法350条の8）【要綱案四の5】。
- (7) 即決裁判手続によって審判をする旨の決定のあった事件においては、証拠調べの手続が簡略化され、伝聞法則も適用されない（法350条の10，350条の12）【要綱案四の9】。
- (8) 裁判所は、即決裁判手続によって審判をする旨の決定をした事件について、法350条の11各号のいずれかに該当することとなった場合には、同決定を取り消す（法350条の11）。
- (9) 裁判所は、即決裁判手続によって審判をする旨の決定をした事件については、

できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない（懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない。）（法 350 条 1 3， 350 条の 1 4）。

- (10) 即決裁判手続によって審理をした事件の判決書には、証拠等関係カード記載の証拠の標目を特定して引用することができる【要綱案四の 1】。
- (11) 即決裁判手続により審理し、即日判決の言渡しをした事件の公判調書については、21 日以内に整理すれば足りる。また、控訴の申立てがない限り、裁判長の許可を得て、被告人や証人等の供述部分の作成を省略することができる。検察官及び弁護人は、調書省略に関して、意見を述べることができる【要綱案四の 10, 11】。
- (12) 即決裁判手続においてされた判決に対しては、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実の誤認を理由としては、控訴することができない（法 403 条の 2。なお、法 413 条の 2 参照）。

第 6 総合法律支援法 39 条 3 項による国選弁護人に係る費用の算定手続

1 費用算定手続の趣旨

支援センターの勤務弁護士等が国選弁護人となった場合、個別の事件ごとには国選弁護人に関する費用が定まらないため、支援法 39 条 2 項 2 号により、裁判所が刑事訴訟法 38 条 2 項の規定の例により定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬が訴訟費用とされた。この費用額が判決で表示されていない場合のため、支援法 39 条 3 項により、別途裁判所が算定を行う手続が設けられた。

2 費用算定の手続

- (1) 申立検察官は、執行の指揮をすべき検察官であり（支援法 39 条 3 項）、原則として裁判が確定した審級に対応する検察官となる（法 472 条）ことから、算定の申立ては、申立てをする検察官の所属する検察庁の対応する裁判所にすることとする【総合法律支援法による国選弁護人契約弁護士に係る費用額の算定等に関する規則の制定に関する要綱案（以下同じ。）二】。
- (2) 算定の申立ては、算定対象となる裁判の特定事項及びこれが確定した事由等を記載した書面で行う【要綱案三の 2】。算定に必要な資料は、裁判所が支援センターから入手する（支援法 39 条 4 項）。
- (3) 算定の申立ては、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後速やかに行う【要

【要綱案三の1】。そのため、支援センターが勤務弁護士等を国選弁護人候補として指名通知する場合には、その旨を裁判所に通知し、裁判所も勤務弁護士等を選任するときは、その旨を検察官に対して通知することとする【要綱案八】。

- (4) 申立てを受けた裁判所は、自ら費用額の算定を行うが、申立てを受けた裁判所が上訴裁判所である場合、自ら訴訟費用額を算定するのが適当でないと認めるときは、当該被告事件を審理した下級の裁判所に算定させることができることとする。その場合、上訴裁判所は、算定に関して意見を付すことができることとし、控訴審及び第一審の双方に算定すべき費用があるときは、順次意見を付すことができることとする。下級の裁判所に算定をさせる場合、上訴裁判所は、直ちにその旨を検察官に通知することとする【要綱案四】。
- (5) 訴訟費用額の算定は、決定で行う。本手続には、刑事訴訟法・同規則上の手続ではないことから、決定書の記載事項や作成に関する規定を整備する。また、決定は、申立検察官に通知しなければならないこととする【要綱案五ないし七】。
- (6) 書類に関して必要な準用規定を置くとともに、支援センターの職員が作成する書類については、公務員の場合と同様、署名押印に代えて記名押印することができることとする【要綱案九】。

以 上